

知っておこう

市県民税



市県民税の仕組みなどについてお知らせします。



Q 市県民税とは

A 市県民税（住民税）とは、市民税と県民税のことです。これらは一緒に賦課・徴収されます。

Q 課税対象となる期間は

A 前年の1月1日から12月31日までの所得に対し課税します。そのため、退職して無職となった場合でも、翌年まで市県民税が徴収される場合があります。

一方、国が課税する所得税は、当年の所得が対象となります。

Q 市外から引っ越してきた場合、どちらの自治体に納めることになりますか

A 1月1日現在にお住まいの市町村に納めることとなります。また、その事務はその市町村が行います。

例えば、平成26年分の所得に対する市県民税は、平成27年1月1日に居住している市町村となります。

Q 自治体により税率などは異なりますか

A 基本的に全国どこでも同じです。地方税法という法律で定められています。

一部の県では、独自の税金を、市県民税にあわせて徴収しています。熊本県には「水と緑の森づくり税（年間500円）」があります。

●均等割 5500円

（水と緑の森づくり税を含む）

●所得割 課税される所得の10%

（市6%、県4%）

Q どういった課税方法がありますか

A ●勤めている人や年金生活者など
↓事業所などからの支払報告書により課税します

●農業などの自営業者など
↓税務署での確定申告によって課税します

●右記以外の人
↓住民税の申告によって課税します



Q どういった徴収方法がありますか

A 普通徴収

自身が市役所や金融機関で納付書を用いて納める方法。口座引き落としも、この普通徴収になります。6・8・10・12月の年4回に分けて納めることとなります。

給与特別徴収

給料からの天引きによる徴収です。特別徴収の届出を行っている事業所に勤めている人は、6月から翌年5月までの12回に分割して徴収されます。

年金特別徴収

65歳以上で、年金所得により市県民税が課税になる人が対象。年金の支給月（偶数月）に、年金から天引されます。

Q 税額は年度途中で変わりますか

A 市県民税の税額は、修正申告、支払報告書の差し替え、控除内容の変更により年の途中で変更になることがあります。

その場合は、税額決定変更通知書が郵送か事業所を通じて届きます。また、税額の増減は残った納期で調整します。しかし、納期が残っていない場合、増額の時は一括払いとなり、納め過ぎの場合は還付します。

平成26年1月から

記帳・帳簿等保存制度が始まっています

(白色申告の人も記帳・帳簿などの保存が必要)

前年分の事業所得などの合計額が300万円以下の人は、これまで帳簿などの記帳義務はありませんでしたが、平成26年1月から、全ての白色申告の人に対して記帳と帳簿書類の保存が義務化されています。

◆対象

事業所得（農業、サービス業など）、不動産所得や山林所得を生ずべき業務を行う全ての人

◆記帳内容

売上などの収入金額・仕入や経費に関する事項について、取引の年月日、売上・仕入先その他の相手方の名称や金額、日々の売上・仕入・経費の金額などを記帳します。

※1つひとつの取引ごとではなく、日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載しても構いません。

◆帳簿などの保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴い作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

◆帳簿・書類の保存期間

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を掲載した帳簿 (法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿 (任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	
	業務に関して作成したり受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳・帳簿などの保存制度の詳細は、国税庁ホームページの「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※記帳・帳簿などの保存制度が開始したことに伴い、事業所得がある人には、今年から收支内訳書を郵送しません。必要な人は、市市民税課や市ホームページ、税務署にあります。



公的年金などの収入金額が400万円以下の入

平成23年分から、公的年金などの収入金額が400万円以下(※)で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました。

ただし、医療費控除や生命保険料などの控除により、所得税が還付になる場合は、確定申告が必要です。

※複数の公的年金などを受給している人は、その収入金額の合計額となります。

確定申告は必要なくても市県民税の申告は必要な場合

公的年金などの収入金額が400万円以下の人でも、次に該当する場合は市県民税の申告を行う必要があります。

①公的年金などを受給している人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除、扶養控除など）以外の各種控除（医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除などの追加）の適用を受けるとき

②公的年金などに係る雑所得以外に20万円以下の所得（農業所得、不動産所得、一時所得など）があるとき

確定申告が不要でも、右記の①②に該当する人で、市県民税の申告をしなかった場合、前年に比べ大幅に市県民税の額が変わる場合がありますのでご注意ください。

問合せ
市民税課 ☎ 334107